

## ○広島県•感染拡大防止協力支援金

## 【提出資料】

（1）申請書（2）誓約書 ※両方とも民商に書類があります。
（3）営業活動を行っていることがわかる書類
（直近の確定申告書及び直近の帳簿など，売上が分かるもの）
（4）業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類
（飲食店営業許可，古物商許可，酒類販売業免許等）
（5）本人確認書類（運転免許証，パスポート等，〈法人は代表者のもの〉）
（6）休業等が状況がわがる書類
例：休業を告知するホームページ，店頭ポスター（共に写真で可），チラシ，DM
※休業する事務所などの名称や状況（休業時間を告知するビラ）がわかるように。
（7）通帳のコビー（表紙をめくった次のページの写し）
（8）雇用者がいる場合
確認書類：雇用契約書，労働者名簿，賃金台帳，出勤簿，シフト表等
※注意点

- 申請者と営業許可証の名前が違う場合は，理由書が必要となります。
- イートイン店舗を休業した場合はテイクアウト等をしても休業とみなされます。

ただし，テイクアウトや宅配専間店は対象外です。

- 施設を運営していないフリーランスが休業した場合は対象となりません。
- 営業短縮で 8 時まで営業し，その後テイクアウトしても支給の対象となります。


## 



○新型コロナウイルス感染症により手作りマスクを作 る人が増えてしてます。これでミシンの点検を無料でし ます。

○○シンの不真合等でお困りの方はお気軽にお電話 く たさんい。間単な修理は無料です。

有限全社 苦田ブラザー
安萻高田市苦田町管田891－1
TEL－FAX 0826－42－22

民商で提出することもできます。
メール提出の場合
syoshienkin＠pref．hiroshima．jp

吉田税務買から書類の提出について
『消書税等申告書付表を5月13日 までに提出を」と書類か送られて来 ていますか，申告書は有効で，あく までお臨いです。睤則があるわけて はありませんので，教然と対虎しま しょう。
－「一人はみんなのために，みんなは一人のために』 力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

## © 三次市•中小企業経営持続支援事業補助金

## 【概要】

新型コロナウィルス感染症により，事業経営に影響を受けている中小企業の経営持続 に向けて，新型コロナウイルス感染症防止対策や情勢に応じた新たな取り組め等に対す る経貫の一部を助成。

## 【補助対象者】

## 三次市内の中小業者

## 【補助対象経賛】

－感染防止対策
〈消毒液・マスク・空気清浄機•換気扇•飛沫防止板などの購入•設真経貫〉
－営業形態転換•拡大
〈ティクアウト・デリバリー・ネット通販などを開始するための容器や備品•設備などの購入に係る経貫〉
－販路開拓•拡大
〈新業態の取り組みに必要な営業許可などの取得経貫，YouTubeなどへアップロード するための動画作成にかかる経貫，新たな商品開発等に係る経貫〉
－宣伝広告
〈ホームページ，チラシなどの作成や新聞折辺などに係る経貫〉

## 【補助対象事業期間】

令和 2 年4月1日（水）～9月30日（水）

## 【補助金額】

対象経費の4分の3以内 上眼30万円（補助対象経費にか係る消費税は除く）

## 【申晴期限】

令和2年6月30日（火）

## 【申請方法】

以下の車類を商工観光課商工労働係へ提出
（1）交付申請夆
（2）事業計画青
（3）事業収支予算書
（4）見積悪又は請求寒の写し（明細がわかるもの）
（5）その他，市長は必要と認める書類


